

■交付要綱8（４）に掲げる事業（障害児施設等）

（1施設あたり）

事業（施設）の種類				交付基礎点数		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 2 0 人 以下	都市部	82,339		
			標準	78,419		
		2 1 人 ～ 4 0 人	都市部	165,363		
			標準	157,489		
		4 1 人 ～ 6 0 人	都市部	275,691		
			標準	262,563		
		6 1 人 ～ 8 0 人	都市部	387,981		
			標準	369,506		
		8 1 人 ～ 1 0 0 人	都市部	499,247		
			標準	475,474		
		1 0 1 人 ～ 1 2 0 人	都市部	610,342		
			標準	581,279		
		1 2 1 人以上	都市部	721,524		
			標準	687,166		
		訓練事業等整備加算		都市部	34,898	
				標準	33,237	
	大規模訓練設備等整備加算		都市部	114,935		
			標準	109,462		
	短期入所整備加算		都市部	9,471		
			標準	9,020		
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	11,007		
			標準	10,483		
	障害児相談支援整備加算		都市部	7,866		
			標準	7,492		
	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	5,238		
			標準	4,989		
	小規模グループケア整備加算		都市部	16,894		
			標準	16,090		
避難スペース整備加算		都市部	30,375			
		標準	28,929			
児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 2 0 人 以下	都市部	45,308		
			標準	43,151		
		2 1 人 ～ 4 0 人	都市部	91,213		
			標準	86,870		
		4 1 人 ～ 6 0 人	都市部	152,307		
			標準	145,055		
		6 1 人 ～ 8 0 人	都市部	213,999		
			標準	203,809		
		8 1 人 ～ 1 0 0 人	都市部	275,691		
			標準	262,563		
		1 0 1 人 ～ 1 2 0 人	都市部	336,614		
			標準	320,585		
		1 2 1 人以上	都市部	398,476		
			標準	379,501		

	訓練事業等整備加算	都市部	34,897
		標準	33,236
	大規模訓練設備等整備加算	都市部	114,935
		標準	109,462
	短期入所整備加算	都市部	9,471
		標準	9,020
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	11,007
		標準	10,483
	障害児相談支援整備加算	都市部	7,866
		標準	7,492
	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	5,238
		標準	4,989
	避難スペース整備加算	都市部	30,375
		標準	28,929
増築整備（既存施設の現在定員の増員）		都市部	22,696
		標準	21,616
障害児相談支援（各事業のみの整備の場合）		都市部	7,866
		標準	7,492
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（各事業のみの整備の場合）		都市部	5,238
		標準	4,989
避難スペース整備（避難スペースのみの整備の場合）		都市部	30,375
		標準	28,929

（注）１ 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」

（こ成事第432号令和５年８月22日）により、都市部特例割増加算後の単価であること。

２ 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。

３ 短期入所の利用定員が２人以下の場合には、「短期入所整備加算」に２分の１を乗じた額を基準額とする。